

長 建 産 発 第 5 3 号
令和 2 年 9 月 2 5 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

11月末までの催物の開催制限等について
(新型コロナウイルス感染症拡大防止関係)

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、11月末までの催物の開催制限等について、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえ、9月19日以降から11月末までは別添事務連絡に記載のとおり、催物開催の目安、収容率の目安等の基準に従い、接触感染、飛沫感染等に留意すること等が定められたところです。

また、12月以降の取り扱いは今後検討の上、別途通知することとされております。

つきましては、標記について、全国建産連より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。